愛知県立大学学部長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第9条に定める学部長の選考に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(選考の時期)

- 第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長の選考を行う。
- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長の辞任の申し出が学長によって承認されたとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。
- 2 前項の選考は、前項第1号の場合は任期満了の90日前までに、同項第2号及び第3 号の場合は、速やかに行うものとする。

(学部長候補者選出の付託)

- 第3条 学長は、学部の教授会に対し、2名以上3名以内の学部長候補者の選出を依頼する。
- 2 学部長は学長に対し、学部長候補者の選出者名簿を提出する。

(選考)

- 第4条 学長は、前条により選出された学部長候補者全員と面接のうえ、学部長予定者1 名を選考する。
- 2 学長は、人事委員会および教育研究審議会へ、学部長予定者を報告する。

(任期)

- 第5条 学部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。
- 2 学部長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学部長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は、平成27年7月28日から施行する。
- この規程は、新方式までの移行期間に適用し、平成29年度前期終了までに見直す。

附則

この規程は、平成29年7月25日から施行する。